

例会日：毎週木曜日 12 時 30 分  
 例会場：岐阜県郡上市八幡町小野 67(八幡建設 2F)  
 TEL (0575) 67-0314 FAX (0575) 67-0005  
 E-mail:rc-8man@abeam.ocn.ne.jp  
 URL:http://gujohachiman-rc.com/

会 長 : 水上成樹  
 副 会 長 : 平岩憲政  
 幹 事 : 野田三津雄  
 公共イメージ : 西川 昇  
 会報担当者 : 大川達也

2022 年度国際ロータリー会長：ジェニファー・ジョーンズ(ウイザー・ローズランド・ロータリークラブ・カナダ)  
 2022 年度国際ロータリーテーマ：IMAZINE ROTARY(想像してください。私たちがベストを尽くせる世界を)

**<本日のプログラム>**  
 第 2804 回 令和 5 年 1 月 26 日 第 4 木曜日  
 会員卓話 竹内巧治会員

**<次回の予定>**  
 第 2805 回 令和 5 年 2 月 2 日 第 1 木曜日  
 会員卓話 山下友幸会員  
 村土時男会員

**<前回の記録>**  
 第 2803 回 令和 5 年 1 月 19 日 木曜日  
 会員卓話 廣瀬泰輔会員  
 可児一彦会員

**司 会 進 行** 國田大雄 SAA  
**点 鐘** 水上成樹会長  
**ソ ン グ** 我等の生業

**来 客 紹 介** 水上成樹会長  
 岐阜東南 RC 近藤浩史様

**出 席 報 告** 長尾信幸出席担当責任者

会員数	出席	補正	出席合計	出席率
34 名	28 名	3 名	31 名	91.2%

**ニ コ B O X** 可児一彦ニコ BOX 担当責任者

- ・廣瀬君、可児君、卓話宜しくお願ひします。楽しみにしています。 水上成樹
- ・近藤様、遠方からようこそ。ありがとうございます。 水上成樹
- ・岐阜東南 RC 近藤浩史様、ようこそお越し下さいました。廣瀬会員、可児会員、卓話宜しくお願ひします。 野田三津雄
- ・本日は半年ぶりに伺いました。今回はプライベートのメイキャップです。宜しくお願ひ致します。 岐阜東南 RC 近藤浩史様
- ・本日は卓話です。宜しくお願ひ申し上げます。 廣瀬泰輔
- ・本日の卓話、宜しくお願ひ致します。 可児一彦
- ・夫人誕生日のお祝をありがとう。 國田大雄

- ・夫婦でマレーシアに行っております。 渡邊 剛
- ・卓話頑張ってください。 長尾信幸
- ・卓話楽しみにしています。  
 遠藤一史・平岩憲政・岩尾 誠・河合 修  
 國田大雄・松本英樹・松森 薫・三原慎也  
 村井裕孝・村土時男・永瀬和郎・西川 昇  
 西村 肇・信田清久・小笠原正道・酒井智義  
 坂本 仁・霜野賢一・竹内巧治・田中義久  
 和田英人・山川直保・山下友幸

**幹 事 報 告** 野田三津雄幹事

- ・RI 日本事務局より人頭分担金請求書
- ・地区事務所より 12 月クラブ増強状況報告書
- ・美濃 RC より第 3 回会長・幹事会のご案内
- ・可児 RC より例会変更のお知らせ

< 拝 受 >

- ・ガバナー事務所より「2022 年 手続要覧」
- ・米山記念奨学会より「ハイライトよねやま」274 号
- ・郡上長良川 RC より週報

**会 長 の 時 間** 水上成樹会長



皆さん、こんにちは。先週行いました理事会のご報告をします。まず、他団体交流会を 3 月に予定しておりますが、JC との懇親会を行うということで、3 月 16 日の例会を夜間例会にします。その日は IDM がありますが、30 日に変更の予定なので宜しくお願ひします。次に、親睦旅行ですが日にちだけ決めさせて頂きました。4 月 23, 24 日で行いたいと思います。泊りか日帰りかはまだ決めていませんが、日帰りの場合は 23 日の

日曜日に行く予定にしております。多数の皆さんの参加をお願いします。

話は変わりますが、今コロナの分類を、2類から5類に変更するという案が出ています。5類になるとどうなるか調べましたら、インフルエンザなどと同じ扱いで、医療機関にかかると今まで無料だったのが有料になったりするようです。マスクはしなくてもいいことになるみたいですが、ニュース等では4月頃からと言われていています。また新しい情報等が出たら調べたいと思います。

## 新年の抱負

- ・今年、子供が二人、受験を控えていて心配です。健康面等にも気を使いながら今年1年頑張っていきたいと思います。 **國田大雄**
- ・今年の抱負ですが、ロータリー活動では会員増強ということで、推薦をして新しい方に入会して頂ければと思います。去年の抱負でお話したダイエットについては、目標はあと5キロくらい落とせば標準の中くらいになるので、健康のために頑張りたいと思います。 **村井裕孝**
- ・一番下の子供が大学生になりますが、できれば測量業務の方で頑張っていけたらと思います。 **廣瀬泰輔**
- ・昨年末はバタバタしていて、思うように運動ができませんでした。お正月に太ってしまったので、今年は初めからまた頑張っていこうと思います。 **松本英樹**
- ・年末は家族7人で年越しをして、その後お寺へお参りに行きました。毎年100人ほどの人が来ていますが今年は少なく、私たちも3回くらいずつ鐘をついてきました。こういう所にもコロナの影響があるんだなと思いました。 **村土時男**
- ・去年は年男で30年に1度の強運の年ということで期待していましたが、ロト6は当たりませんでした。でも、このコロナ禍の中で、こうして新しい年が迎えられたことが強運ではないかと思っています。今年も健康に留意しながら頑張りたいと思います。 **西川昇**
- ・ささやかですが、去年の鮎釣りの釣果が800匹だったので、今年は1,000匹を達成したいと思います。 **山川直保**
- ・毎年のことですが、健康に気を付けて体重を落とす、マイナス5キロを目標に頑張りたいと思います。 **野田三津雄**

## 会員卓話 廣瀬泰輔会員



皆さん、こんにちは。ニコBOXにたくさんご投函頂きまして、ありがとうございます。卓話、頑張ります。今回も自分の仕事のお話をさせていただきます。

来年、令和6年の4月から相続登記が義務化されます。今までは義務ではなかったものでほったらかしにされていた方もいらっしゃると思いますが、所有者不明土地問題等の絡みで、相続登記が義務化されることとなります。簡単に内容を説明しますと、自分に相続が発生したことを知ってから3年以内に相続登記を必ずして下さい。もしこれを怠った場合、10万円以下の過料が科せられます。この改正で特徴的なのは、令和6年4月1日以前に起きた相続についても適用されるということです。普通は、法改正があったら改正後に起こったことにしか適用されないのですが、この相続登記義務化の改正については、令和6年4月1日以前、今現在相続が発生している人にも適用されることになるので注意して下さい。今現在、既に相続が発生している方は、原則令和6年4月1日から3年以内なので、令和9年3月31日までに必ず相続登記をして下さい。そうしないと10万円以下の過料が科せられることになるので、皆さんも気を付けて下さい。この3年という期間ですが、割とあるような気もしますが、面倒くさいからと放っておくと、あっという間に経過してしまいます。また、相続関係が分かりやすく単純で、相続人同士の仲が円満であれば、話し合いもスムーズな行われて、早い時期に相続登記手続に入れると思いますが、なかには相続関係が複雑だったり、相続関係が単純でも、相続人同士の折り合いが悪くて話が全然進まないこともあります。そうすると3年なんてあっという間に過ぎてしまいます。それで、そういう時に知っておいて欲しいのが、同時に施行される相続人申告登記制度です。是非この機会に覚えておいて下さい。内容は、相続の開始と自分が相続人であることを登記官に申し出ること、相続登記の申請義務を履行したと同じ扱いを受けることとなります。申し立てをした人は10万円の過料を科せられることはありません。自分が相続人であることを伝えるだけなので、非常に簡単な手続きになります。もし3年以内の相続登記が難しいと言われる方が身近にいるようなら、この相続人申告登記制度のことを教えて頂いたらいいのではないかと思います。

次に、相続登記をする時に添付する書類についてお話しします。まず、被相続人の戸籍が必要になります。これの添付理由は、相続人が誰かを特定するためです。そこで相続人が確定したら、今度は相続人各人の戸籍抄本、住民票、印鑑証明書の3点が必要になります。戸籍抄本の添付理由は

相続人は、被相続人が亡くなった時点で必ず生存していなければ相続権はありません。なので、被相続人が亡くなった時点で相続人が生きていたことを証明するために添付します。注意して欲しいのが、被相続人が亡くなる前に取得した戸籍は使うことができないということです。必ず、被相続人が亡くなった後に発行した戸籍抄本が必要なのでご注意ください。次に印鑑証明書です。相続人の間で遺産分割協議というのをを行うのですが、遺産分割協議が成立したら遺産分割協議書に署名、捺印をします。その時に必ず実印を押しますが、その実印を証明するために印鑑証明書を添付します。最後、住民票ですが、相続人になった人は必ず、その住所で間違いありませんよと登記簿上に表すために住民票が必要になります。戸籍の住所と居所が違う方が結構みえますが、そういう方は戸籍抄本に記載の本籍と印鑑証明書に記載の現住所が違うので、同一人物かどうかの疑問が生じます。その時に、本籍地記載の住民票を付けることで、本籍地と印鑑証明書の住所の相違が繋がって証明することができるので、必ず本籍地の載った住民票を取得して下さい。本籍地の省略された住民票では意味がありません。

最後に一つお願いがあります。皆さん、できれば元気なうちに遺言書を書いておいて欲しいと思います。何故かという、相続の時には今お話しした添付書類が必要になりますが、残された相続人にとっては負担になります。ですが遺言書があると、被相続人が死亡したという証明と遺言書と、相続が確定した人との関係が分かる書類を添付すれば相続登記ができるので、残った相続人の負担が非常に少ないです。なので、できれば遺言書は元気な間に残して欲しいと思います。ありがとうございました。

## 会員卓話 可児一彦会員



皆さん、こんにちは。今日は危険な地名ということで、地名の中にこの文字が入っている地域は注意して下さいというお話をします。全てに当てはまるわけではないので、参考程度に覚えて頂ければいいかなと思います。仕事柄、設計するにあたって土地を見に行くのですが、平らで日当たりもいいし交通の便もいいし、文句のない土地だなと思う場所がありますが、地盤調査をしてみると軟弱な地盤で、その地盤の補強に凄いお金がかかるということもよくある話です。掘ってみたら地下水が凄く湧き出るということもよくあるので、地名からそういったことが事前に分かるかもしれませんので、そういう文字のお話をさせて頂きます。

まず一つ目は、以前の土地の状態が地名になっているような場所です。埋め立て地などは以前の

様子が分からないと思いますが、河川に関する「川」「河」「江」などの文字が付いている所は、もしかすると川だったとか、すぐ近くが川だったということもあるので注意して頂くといいかもしれません。二つ目に、海に関する文字です。「浜」「港」「潮」などが入っている地名は海が関係している場所が多いので気を付けて下さい。三つ目が低い土地ということで、「窪(久保)」「低」「谷」「沢」などの文字が付いている所は、低い地盤だった場所を埋め立てている場合もあります。四つ目に土の状態です。「泥」「沼」が地名に入っていると、軟弱な地盤の土地が多いので注意が必要です。五つ目に農地だった場所です。「田」「原」「新開」「稲」などが付く場所は、昔は田んぼや農地だった所が多いので気を付け下さい。

次に、生き物の名前が入っている地名で注意して頂きたいものです。「龍」「竜」ですが、水を司る生き物と言われていて水に縁が深いので、洪水などに気を付けて頂くといいと思います。「鮎」は「あゆく(揺れる)」に由来していて、地盤が弱い傾向にある土地かもしれません。地名に「蛇」が付く所は、水と縁が深く崩れやすい傾向にあります。「鶴」は、川が鶴の首のようにならなっていて、氾濫が多い土地になります。「亀」は、亀が獲物を食いちぎるように、水に浸食されやすい土地の地名に付いていることがあります。「猿」は「去る」に由来していると言われ、崖や崩れやすい土地かもしれません。

次に、植物系の文字が入った地名です。「椿」は、崩れやすい崖地に多い傾向があります。「梅」は「埋め」に由来していて、埋立地や過去に土砂崩れで堆積している土地に多いです。「萩」は崖を意味する「ホキ」がなまったとも言われていて、「剥ぎ取る」に由来していて崖が多く、過去に災害を受けた土地に多いので注意が必要です。「柿」は「欠き」に由来、崩れやすい土地とか水害の多い土地が多いと言われています。その他で、「女」「小名(おな)」が付いている土地は、「男波(荒波)」が意味する荒々しい波に由来していて、過去に津波の被害にあったことのある土地であることが多いようです。

ここまでは地名について説明させて頂きましたが、今は大変便利になっていて、国交省のホームページでハザードマップポータルサイトというのがある、これで検索すると危険な土地が出てきます。自分が住んでいる場所や今後進出したい土地、家を建てたい土地など調べて頂くと、そこがどういう土地なのか分かります。事前にどのような土地なのか知っておけば後悔が少ないかと思うので利用してみてください。ありがとうございました。